

標 題：

Vegetable oil 運送における
ケミカル適合証書記載の件

NK テクニカル インフォメーション

No. 7 0

昭和63年 4 月 4 日

関係船主各位殿

拝啓 貴社ますます御隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、ケミカルタンカーが Vegetable oil を運送する際、弊会が発行しております適合証書の貨物リストには“Vegetable oil (those not otherwise listed)”として貨物名称の記載がなされております。

これは、BCH Code (MEPC 20 (22)) 第Ⅶ章および IBC Code (MEPC 19 (22)) 第18章の記載名称に従ったものでありますが、具体的な貨物名称ではない為、貨物を積載／揚荷する際にトラブルを生じた事例が報告されております。

つきましては、現在有効な適合証書の貨物リストに上記の Vegetable oil (those not otherwise listed) の記載がある場合には添付の EXPLANATORY NOTE を適合証書に添付していただく様お願い申し上げます。

また、今後弊会が BCH および IBC ケミカル適合証書を書替え又は（再）発行する際は貨物リストの NOTE として Vegetable oil に具体的に該当する貨物名を記載することになりましたのでお知らせ致します。

なお、上記取扱い は 外国籍船 に対してのみ適用するものであることを申し添えます。

敬 具

添付： EXPLANATORY NOTE